Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)
Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan
Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL http://www.asb.or.jp/

2011年3月9日

国際会計基準審議会　御中

公開草案「ヘッジ会計」に対するコメント

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）の努力に敬意を表するとともに、公開草案「ヘッジ会計」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

1．全般的なコメント

我々は、財務諸表利用者の投資意思決定に対してより有用な情報を提供するように、ヘッジ会計の要求事項の包括的な見直しを行うというIASBの本プロジェクトの目的を支持する。

特に、IAS第39号のヘッジ会計が、企業のリスク管理活動や当該活動が企業のリスク管理目的の達成にどの程度成功しているのかを反映していないとの批判に応えて、企業のリスク管理行動の実態が極力会計に取り組まれている点は高く評価する。また、IAS第39号の要求事項は過度に規則主義であり、恣意的な結果を生じていることから、目的に基づいたヘッジ会計のアプローチが提案されていることも評価する。

一方、ヘッジ会計はあくまで一般原則に対する例外処理であり、運用にあたっては一定の規律が必要である。本公開草案では、その規律（ヘッジ会計要件）も企業のリスク管理に依拠することになっている。これは企業の実態を会計に取り組むことと裏腹の関係ではあるが、リスク管理への過度の依存はヘッジ会計が悪用されるという運用面の懸念を否定できない。

そこで、我々は、例えば、階層指定やグループ指定において売却時の順序を決めておくことを要件として追加することや、バランス再調整や中止の運用において中心的な役割を果たす「リスク管理と有効性判定の関係」をより一層明確化することを提案している。

なお、本公開草案ではオープンポートを対象外としている。しかし、金融機関等では実際のリスク管理はオープンポートで行われているため、オープンポートを対象外としたのでは、本公開草案の有効性は極めて限定的と言わざるを得ない。また、本公開草案で確定したことが、オープンポート導入時に見直されるというのでは実務に混乱をきたす。全体の整合性を維持する観点からも、適用開始日が同日となるようにオープンポートのヘッジ会計モデルを早期に構築することを要求したい。

最後に、本プロジェクトは米国財務会計基準審議会（FASB）とのMoU項目であり、本コ

メントで示した点も含め、早期にグローバルなコンバージェンスが図られるように取り進められることを提案する。

2．質問に対するコメント

本公開草案に提示されている質問に対する我々のコメントは次のとおりである。

質問１

ヘッジ会計の目的に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

1. 企業のリスク管理行動に着目し、これを会計に取り込むというアプローチについては基本的に同意する。ただし、リスク管理への過度の依拠には運用面での懸念がある。また、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品の取扱いについては再考を要求する。

2. 「企業のリスク管理行動の影響を..表現する」とあり、企業のリスク管理行動を極力会計に取り込むという本プロジェクトの目的に合致している。

3. しかし、一方で、リスク管理に過度に依存することで運用上の弊害が発生するのではないかという懸念は否定できない。ヘッジ会計はあくまで一般原則に対する例外処理であり、運用にあたっては一定の規律が必要である。例えば、「リスク管理と有効性判定の関係」をより一層明確化するとともに、一部要件の追加が必要と考える（詳細は、質問 4、5(a)、6、7、8、11 及び 14 をご参照)。

4. 「財務諸表において」とあり、あくまで会計との関係に限定していることは適切と考える。また、「純損益に影響を与える」ものを対象にすることには賛成する。しかし、「純損益に影響を与える」ものだけに限定することでよいかはさらなる検討が必要であると考える。

5. 実際のリスク管理においては、資本、例えばその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品の変動をヘッジしたいというニーズは非常に強い。経営者は、これらの商品から発生する資本変動を純損益の変動と同じものと考えて管理している。しかし、提案ではその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品にはヘッジ会計の適用が認められないとされている。その理由としてこれらの利得又は損失はその他の包括利益に計上されるのみで、純損益に影響しない（リサイクリングを認めない）からだとされている。

6. リサイクリングを認めないのは「純利益とその他の包括利益の区別をしない」という

考え方に基づいている。一方、ヘッジ会計は「純損益とその他の包括利益を区別する」という考え方に基づいている。問題の根源は、純損益とその他の包括利益の区別に関し両者の考え方に矛盾があることである。

7. その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品にヘッジ会計を適用するには、この矛盾を解消することが必要である。その方法として同商品にリサイクリングを認めることが考えられる。企業のリスク管理の実態を極力、会計に反映するという今回のヘッジ会計モデルの目的と整合的であることから、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品のリサイクリングを認めることを提案したい。

8. また、前述のとおり、資本性商品の変動をヘッジしたいというニーズは非常に強い。リサイクリングが認められるまでの間、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性商品のその他の包括利益の変動に影響を与えるもの」も対象としたヘッジ会計が望まれる。

質問 2

純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債を適格なヘッジ手段とすべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

9. 基本的に同意する。ただし、公正価値オプションを適用している商品には適用すべきではない。

10. 純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品をヘッジ手段として利用するニーズは十分ある。かつ、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品に適格範囲を拡大しても、運用上の弊害はないと思われる。

11. ただし、公正価値オプションを適用している商品へは適用すべきでないと考える。公正価値オプションは、濫用防止のため、当初指定時以降の取消しを禁止しているが、この提案はその潜脱となる可能性がある。また、当初指定時の要件を満たさなくなる可能性もある。

12. 一方、純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の非デリバティブ金融商品をヘッジ手段として利用することは、そのニーズ及びベネフィットが、それによってもたらされる運用上の問題（一体としてヘッジ手段指定した場合、不必要なリスクまでがヘッジ手段とされてしまう。逆に、必要とするリスク要素を切り出すことは困難）を上回るほど大きいとは考えない。

質問 3

他のエクスポージャーとデリバティブとの組合せである合計されたエクスポージャーがヘッジ対象として適格となり得ることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

13. 企業のリスク管理行動をヘッジ会計により反映することになるので、提案に同意する。

14. ある取引を行うと同時に複数のリスク（例えば、為替リスクと金利リスク）が発生し、その発生した複数のリスクを段階的にヘッジしていくことはリスク管理行動ではよくあることである。この場合、最初の段階で（為替リスクの）ヘッジ手段として利用したデリバティブ（通貨スワップ）は、次の段階の（金利リスクの）ヘッジでは合成されたエクスポージャーの一部として、経済的にはヘッジ対象となる。本提案はこのような合成エクスポージャーを会計上もヘッジ対象として認めようというもので、これによりヘッジ会計はリスク管理行動をより反映したものとなる。

質問 4

ヘッジ関係におけるヘッジ対象として、特定のリスク（すなわち、リスク要素）に起因するキャッシュ・フロー又は公正価値の変動を指定することを、当該リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であることを条件に、認めることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

15. 基本的に同意するが、第 17 項から第 24 項で述べるように運用面の懸念が 2 点ある。

16. 金融商品のみならず非金融商品についても、リスク要素毎にヘッジを行うことは、リスク管理において実務慣行となっている。今回の提案は、この経済的ヘッジを会計上もヘッジとして認めることを、金融商品だけでなく非金融商品にも拡大するものであり、ヘッジ会計がリスク管理行動をより反映したものとなる。

17. しかし、1 つ目の懸念は、非金融商品に関しては「独立して認識でき、かつ、信頼性をもって測定できる」の要件が、本来は容易に判定できないことから、金融商品に比べて要件の順守の程度が下がってしまうのではないかということである。

18. デリバティブに代表されるように、金融商品についてはリスク要素に対応する市場が存在するため、リスク要素の識別・測定は比較的容易で、かつ、客観性・検証可能性がある。しかし、非金融商品については、本公開草案の BC59 項では「当審議会がアウトリーチ活動から学んだことであるが、企業は非金融商品項目のリスク要素（為替リ

スク以外）の多くを十分な信頼性をもって識別し測定することができる。」とあるものの、一部のコモディティなどリスク要素に対応する市場が存在するものを除くと、金融商品に比してその判定が困難なことは否定できない。

19. そもそも、リスク要素毎に会計処理を行うことは、「会計単位毎に処理する」という会計の一般的原則に対する例外処理である。金融商品については、上述のとおり、リスク要素に対応した市場があるため、要件判定が容易かつ客観性・検証可能性が担保されているが故に、これまで格別に例外処理が認められてきたものと考えられる。今般、これを非金融商品に拡大するにあたっては、金融商品と同程度の客観性・検証可能性が担保される必要がある。

20. 一方、本公開草案の BC59 項にあるとおり、非金融商品の適切なリスク要素（契約上明示されていない場合）は、そのリスクに関する特定の市場構造の文脈でのみ決定できること、したがって、関連する事実及び状況の評価（すなわち、関連する市場の入念な分析及び知識）が必要となるために明確な境界線がないことは理解できる。また、明確な境界線を設けると、運用が硬直的になり、かつ、悪用される恐れがあるからなおさらである。

21. そこで、基準書本文は提案どおり「独立して認識でき、かつ、信頼性をもって測定できる」としつつも、運用面を担保するために結論の根拠において「非金融商品についても金融商品と同程度の客観性・検証可能性があることが前提である」等の注意喚起規定を設けることを提案する。

22. もう 1 つの懸念は、ヘッジされている部分を識別する際に、残余部分、すなわち、全体の中のヘッジ対象となっていない部分について、どのように考慮されているか明確でないことである。

23. 我々は、「独立して識別でき、かつ、信頼性をもって測定できる」とは、「リスク要素に起因する部分が他から切り離して把握でき、かつ、その部分を信頼性をもって測定できること」と考える。これを残余部分との関係で表現すると、「リスク要素の影響がヘッジされている部分にだけ及び、残余部分に及ばないこと」となる。この点を明確にすべきであると考える。リスク要素の影響が残余部分に及ぶ時は、非有効部分が実質的に認識されなくなる可能性があるからである。

24. BC69 項及び IN22 項によれば、「独立して識別できる」には、リスク要素の影響が残余部分に及ばないことを確保することが含まれていると理解できる。しかし、BC69 項及び IN22 項は期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分の指定に係る説明であるため、リスク要素の指定に係る B13 項以降で、リスク要素の影響が残余部分に及ばないことを確保することを明確にするべきと考える。

25. なお、リスク要素の影響を厳格に識別すること及びヘッジ手段との連動性を短期的に求めることについては、実務上配慮すべしとの意見があった。

質問 5

(a) ある項目の名目金額の階層をヘッジ対象として指定することを認めるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(b) 期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、ヘッジされるリスクの変動が当該オプションの公正価値に影響を与える場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象として適格とすべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

（質問 5(a)に対するコメント）

26. 売却時の充当順序等をあらかじめ定めておくことを条件に提案に同意する。

27. ヘッジ対象にはある程度の不確実性があるかもしれないという事実に対処するために、階層部分をヘッジするというのはリスク管理上一般慣行となっている。IAS 第 39 号ではこれまで予定取引に対しては階層部分のヘッジを実質的に認めてきたが、今回の提案はこれを現存する取引にも拡大するものである。これによりヘッジ会計はリスク管理行動をより反映したものとなる点は評価できる。

28. 本公開草案の BC67 項にあるとおり、予定取引と現存する取引の両方に不確実性があり、階層部分を指定する目的でこうした取引を区別することはない。この観点からは、現存する取引に拡大しても問題はないと言える。

29. 「その元となった名目金額の中からそれを特定しなければならない」という要件があるので、階層部分に含まれる要素が追跡可能である。しかし、売却等が発生した場合は、それがヘッジされた階層部分からの売却なのかどうかで、財政状態計算書から引落す金額、したがって、売却損益が変わってくる。そこで、階層部分のヘッジを行う場合は、売却に充当する順序等をあらかじめ定めておく必要がある。この手当ができれば、階層部分の指定を認めたところで運用上の弊害はない。

（質問 5(b)に対するコメント）

30. 本件は、整合性を確保するために、オープンポートも含めて議論すべきである。

31. 本公開草案の BC69 項に記載のとおり、期限前償還オプションの公正価値が、ヘッジされるリスクに対応して変動する場合には、階層アプローチは独立に識別可能ではない

リスク要素を識別することに等しくなるので、公正価値ヘッジのヘッジ対象として適格とすべきではないという理屈は理解できる。

32. しかし、現在、IASB ではオープンポートの議論が継続審議されており、期限前償還オプションを含むローンの階層部分指定の議論が展開されている。本公開草案で確定したことが、オープンポート導入時に見直されるというのでは実務に混乱をきたす。全体の整合性を維持する観点からも、本件はオープンポートも含めて議論すべきである。

質問 6

ヘッジ会計の適格要件としてのヘッジ有効性判定に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような要求とすべきだと考えるか。

33. 後述の前提（2010 年 8 月 24 日の IASB ボード会議で使用された資料 AP4 の 2 ステップアプローチ）のもと同意する。また、AP4 の説明を IFRS に織り込むこと、及び、「偏りのない結果を生みだし、予想される非有効性を最小化すること」という要件の明確化を要求する。

34. Bright-line がヘッジ会計とリスク管理の断絶を生んだことから、これを取り除き、代わって、目的ベースの有効性判定モデルを導入するという考え方は理解できる。ヘッジ会計は相殺概念に基づいていることから、「偶然ではない相殺を達成すると予想される」ことを要件とすることも理解できる。

35. しかし、ヘッジ比率に焦点を当て「偏りのない結果を生みだし、予想される非有効性を最小化すること」に関しては、これが具体的に何を意味するのかが本公開草案の記載だけでは不明瞭である。そこで、一定の前提をおいた上で意見を述べる。

36. まず、有効性判定の全体像（リスク管理方針と有効性判定の関係）及び、ヘッジ比率が果たす役割を明確にすることが必要である。これには AP4 の説明が有用である。次の図表は AP4 の内容を敷衍説明したものである。

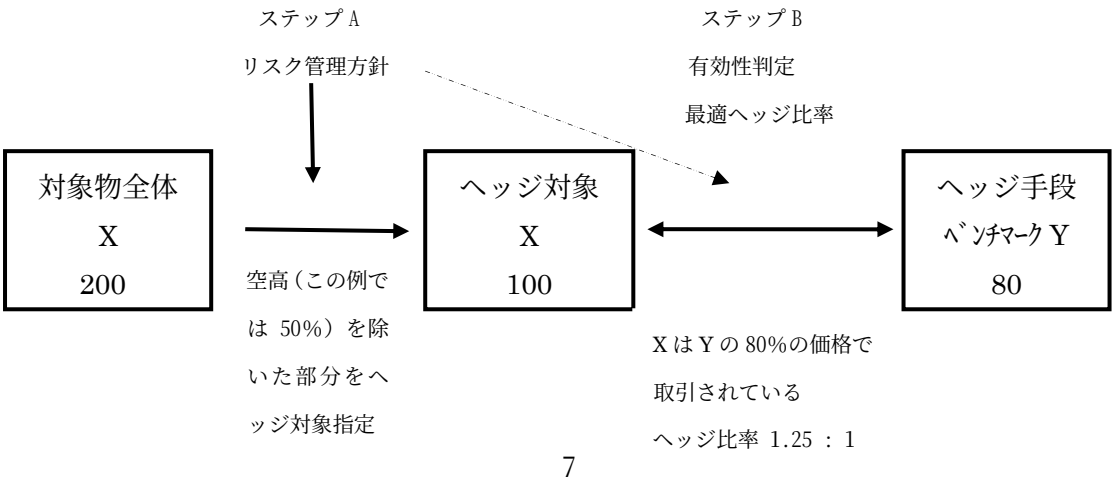

37. AP4 では、プロセス全体を「ヘッジ対象となるもののうち、実際にヘッジ対象として指定する割合[1]を決めるステップ」と「決定したヘッジ対象に対してヘッジ手段の量を決めるステップ」の 2 ステップで考えている。前者には「空き高」、後者には「ヘッジ比率」という異なった用語を使用している。この 2 ステップアプローチでは、リスク管理方針は前者のステップに、有効性判定は後者のステップに関連していると考えられる。そして、「ヘッジ比率」は、「空き高を考慮して前者のステップで決定されたヘッジ対象量を所与とした時の、そのヘッジ対象量とヘッジ手段の量の比率」と考えられる。

38. 次に、「偏りのない結果を生みだし、予想される非有効性を最小化すること」という表現は、本公開草案の BC82 項では、非有効は現実にはゼロにならないときもあること、しかし、システマテックに非有効が発生することを認めるべきではない主旨と説明されている。しからば、これはより平易に「予想される非有効性（ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動の差額）の平均値を Zero にする（実際の差額がゼロにならない可能性は十分ある）ヘッジ比率を採用することを、企業に合理的に推測可能な範囲で求める」と表現できる。この表現なら、リスク管理行動とも整合し、かつ、有効性判定の軸としても合理性のあるものと考える。

39. AP4 をベースに上記のとおり解釈できるとすれば、ヘッジ比率に焦点を当て「偏りのない結果を生みだし、予想される非有効性を最小化すること」も十分理解できる。したがって、上記前提のもと提案に賛成する。

40. なお、AP4 の説明を IFRS に織り込むこと、及び、「予想される非有効性（ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動の差額）の平均値を Zero にする（実際の差額がゼロにならない可能性は十分ある）ヘッジ比率を採用することを、企業に合理的に推測可能な範囲で求める」との平易な表現を用いることを提案する。

41. また、「ヘッジ対象となるもののうち、実際にヘッジ対象として指定する割合を決めるステップ」、すなわち、空き高の決定ステップについては、有効性判定というよりはリスク管理方針の問題と考える。本件については質問 7 及び質問 8 でもコメントする。

質問 7

(a) ヘッジ関係がヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなった場合には、ヘッジ関係に関するリスク管理目的が同じままであることを条件に、ヘッジ関係のバランス再調整を行うことを企業に要求すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない

[1] 本稿では単純化のため、ヘッジ対象を「割合」で指定することを前提に議論を展開している。実際のリスク管理では「割合」ではなく「実額」（例えば A=100）で指定するケースもある。実額指定であっても同じ議論が展開できる。

理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(b) 企業が、指定されたヘッジ関係が将来においてヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなるおそれがあると予想する場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を事前に行うこともできるとすることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

42. AP4 の 2 ステップアプローチを前提に同意する。また、空き高だけを増減させることはバランス再調整には該当しないことを IFRS にて明示することを提案する。

43. 当初は非有効を最小化できたヘッジ比率が、ヘッジ対象とヘッジ手段の（その後の）相対価格の変化等から、もはや非有効を最小化できなくなった時には、ヘッジ比率を調整することで非有効を最小化する状態を復元するということは、リスク管理行動では一般慣行である。この場合、ヘッジ関係全体を非有効として中止してしまう会計処理（IAS 第 39 号の処理）よりも、発生した非有効部分に相当する部分だけを中止し、有効部分についてはヘッジ関係が継続しているとして会計処理する方が、企業のリスク管理行動の実態をより反映する（質問 7(a)）。

44. また、ヘッジ関係が将来においてヘッジ会計の適格要件を満たさなくなるおそれがあると予想する場合には、企業は事前にヘッジ比率の調整をすることが想定されるのであれば、ヘッジ関係のバランス再調整を事前に行うことを認めた方が、企業のリスク管理行動の実態をより反映する（質問 7(b)）。

45. 質問 6 で引用した AP4 の 2 ステップアプローチをベースにすると、バランス再調整は主として後者のステップ（ヘッジ比率）に関連するものである。このことを明確化するために、（非有効を最小化する状態が維持できている時に）空き高だけを増減させることはバランス再調整には該当しないこと（リスク管理方針の変更に該当すること）を IFRS にて明示することを提案する。

質問 8

(a) 企業は、ヘッジ関係（又はヘッジ関係の一部）が適格要件を満たさなくなった場合（ヘッジ関係のバランス再調整があれば、バランス再調整を考慮後で）にのみ、ヘッジ会計を中止すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(b) ヘッジ会計の要件を満たす根拠となったリスク管理の目的及び戦略に依然として合致しており、他の適格要件のすべてを引き続き満たしているヘッジ関係について、ヘッジ会計を中止することを企業に認めるべきではないことに同意するか。同意する理

由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

46. AP4 の 2 ステップアプローチを前提に提案に同意する。また、後述の 4 通りの場合分けをして説明することを要求する。

47. 適格要件はリスク管理目的とその他の条件に二分できるので、以下のとおり 4 通りの組み合わせが考えられる。質問 6 の図表をベースに、リスク管理目的は「空き高を維持するか変更するか（ステップ A)」、その他条件は「当初選定したヘッジ比率で非有効がリスク管理で設定した限度にトレンドとしておさまっているか（ステップ B)」を代表例にとって考える。

条件		リスク管理目的（ステップ A)	
		合致(不変)	合致しない(変更)
その他条件 (ステップ B)	合致	①継続	②中止
	合致しない	③バランス再調整	④中止

48. ①のケース、すなわち、「空き高も不変で、当初選定したヘッジ比率で非有効がリスク管理で設定した限度にトレンドとしておさまっている」ケースは、「継続」が相当と考えられる。この場合「中止」を認めることは、単なる企業の選択（自由意志）で指定解除することを認めることになる（質問 8(b)）。

49. ③のケース、すなわち、「空き高は不変で、当初選定したヘッジ比率では非有効がリスク管理で設定した限度にトレンドとしておさまらない」ケースは、前節で「バランス再調整」として取扱済。

50. ④のケース。すなわち、「空き高も変更で、当初選定したヘッジ比率では非有効がリスク管理で設定した限度にトレンドとしておさまらない」ケースでは、ヘッジ会計とリスク管理行動が完全に乖離した状態なので、中止するほかないと考えられる。

51. ②のケース、すなわち、「空き高は変更された。しかし、当初選定したヘッジ比率で非有効がリスク管理で設定した限度にトレンドとしておさまっている」ケースは、さらなる検討が必要である。

(a) 空き高が減少（ヘッジ指定率が上昇）した場合[2]。他の条件が不変であれば、企業

[2] ヘッジ指定率の上昇であり、本項で考察する中止等にはそもそも該当しないが、減少する場合の対比として分析を続ける。

はヘッジ対象を追加でヘッジ指定し、かつ、ヘッジ手段として Y を追加購入（又は既に保有している Y をヘッジ指定）するであろう。この追加のヘッジ対象とヘッジ手段の関係は新たなヘッジ関係が設定されたと考えられる。

(b) 空き高が増加（ヘッジ指定率が減少）した場合（中止）。他の条件が不変であれば、企業は空き高の増加に相当するヘッジ対象及びヘッジ手段を、それぞれヘッジ関係から外そうとするだろう。提案では、リスク管理方針が変更になっているため、減少分に相当するヘッジ対象及びヘッジ手段は「中止」となる（残りは継続）。リスク管理方針をベースにヘッジ会計を考える以上、その前提となるリスク管理方針が変化したら、中止せざるを得ないというのは概念的には理解可能。一方で、企業は「リスク管理方針が変更になった」と主張すれば中止できるので、企業に実質的な選択権を与えてしまうのではないかという懸念はある。ただし、リスク管理方針の開示を充実するので、理不尽なリスク管理方針の変更は開示の対象となり、利用者の眼に晒されることになる。開示にリスク管理方針の悪用を防止する効果を期待する。

52. なお、4 通りに場合分けした上記の検討は、中止のみならず、リスク管理方針と有効性判定の関係やバランス再調整の位置づけを理解するにも有用と思われる。IFRS に取り込むことを提案する。

質問 9

(a) 公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失はその他の包括利益に認識し、当該利得又は損失の非有効部分を純利益に振り替えるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(b) ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、財政状態計算書の独立の表示科目として表示すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(c) リンク表示は公正価値ヘッジについては認めるべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような場合にリンク表示を認めるべきだと考えるか、また、どのように表示すべきか。

（質問 9(a)に対するコメント）

53. 第 55 項及び第 56 項で示す理由により、提案に同意しない。

54. 質問 9(a)の「公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失はその他の包括利益に認識し、当該利得又は損失の非有効部分を純利益に振り替える」ことにする目的は、IN30 項の(c)に言う「リスク管理活動の影響を 1 か所（すなわち、その他の包括利益）に表示する（キャッシュ・フロー・ヘッジと公正価値ヘッジの両方について)。」ことにあると考えられる。

55. 確かに提案処理を採用すると、キャッシュ・フロー・ヘッジであっても、公正価値ヘッジであっても、ヘッジ効果はその他の包括利益で一元的に管理できるようになるという点は理解できる。しかし、ヘッジ効果に関する有用な情報を利用者に提供するには、その他の包括利益で一元管理するだけでは不十分で、その他の包括利益の中身の開示を充実させることが肝要である。現に、本公開草案ではその他の包括利益の開示の充実が提案されている。現行のヘッジ会計では公正価値ヘッジの利得又は損失は純損益で認識されるが、現行処理であっても、本公開草案で提案されている程度の（その他の包括利益ではない）純損益の中身の開示を充実させれば、利用者にとっては提案処理と同等の有用性が確保されるのではないか。すなわち、ヘッジ効果をその他の包括利益で一元的に管理すること自体は、左程の有用性をもたらさないのではないか。

56. 一方、現行処理でも提案処理でも「有効部分は純額で純損益に影響しない。非有効部分だけが純損益に計上される。」という処理結果に変わりはない。公正価値ヘッジだけを考えれば、現行処理のように純損益に計上した方が、「純損益を相殺する」という感覚に沿うのではないか。また、提案処理ではいったんその他の包括利益を通すことになるが、非有効部分については別途その他の包括利益から純損益へ振り替えなければならない。その他の包括利益を何故使用するのか、しかも、経過勘定（トンネル勘定）のように使用するのか、理由が不明確である。その前に、その他の包括利益の概念的検討を行うべきである。よって、本提案には賛成しない

（質問 9(b)に対するコメント）

57. 第 60 項及び第 61 項で述べる理由により、提案に同意しない。

58. 質問 9(b)の「ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、財政状態計算書の独立の表示科目として表示すべきである」の目的は、IN30 項の(a)に言う「ヘッジ対象に関する混合測定（例えば、償却原価に部分的な公正価値修正を加えた金額）を廃止する。」ことであると考えられる。

59. 確かに、ヘッジ対象の利得又は損失の相手科目を独立の科目とすると、ヘッジ対象の混合属性（例えば、償却原価に部分的な公正価値修正を加えた金額）は回避できる。

60. しかし、本提案処理には以下の問題点がある。

(a) 本項目はヘッジ対象の修正項目であり、それ自体に資産性や負債性はない。

(b) ヘッジ会計は会計処理自体が混合属性（償却原価に部分的な公正価値修正を加える）である。会計処理に混合属性を認めておきながら、表示だけ変更しても意味はない。

(c) 売却などで認識が中止されるとき、ヘッジ対象と独立科目は一緒に財務諸表から消去する必要がある。追跡可能性を考えると、独立の科目とするよりはヘッジ対象の簿価に含めておいた方がよい。

(d) 財務諸表の利用者からみて、独立の科目とするよりはヘッジ対象の簿価に含めておいた方が判り易い。

61. ヘッジ対象物が償却原価で測定されている場合、対象物自体の（ヘッジ関係以外の）償却処理と、ヘッジ会計の償却処理を行う必要がある。これはヘッジ会計の中で最も煩雑な処理である。しかしこれが煩雑なのは、償却額を追跡していくことが困難だからであって、表示科目を独立科目にしてもこの困難さは解消されないのではないか。

（質問 9(c)に対するコメント）

62. リンク表示はミスリーディングであり、提案に同意する。本公開草案の BC128 項に記載されているように、ヘッジは 1 つのリスクのみが相殺関係にあるだけにすぎないのに、これをリンク表示するとすべてのリスクが相殺関係にあるかのように、資産と負債を 1 つの純額とする結果となる可能性がある。同様に、リンク表示が比率分析の目的上もっと適切な資産と負債の合計をもたらすとは考えづらい。

質問 10

(a) 取引に関連したヘッジ対象については、その他の包括利益に累積されたオプションの時間的価値の公正価値の変動は、一般的な要求事項に従って振り替えるべき（例えば、非金融資産として資産化される場合にはベーシス・アジャストメント、ヘッジされている売上が純損益に影響する時には純損益に）であることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(b) 期間に関連するヘッジ対象については、当期に係る調整後の時間的価値の一部は、その他の包括利益の累計額から純損益に合理的な基準で振り替えるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(c) オプションの時間的価値の会計処理は、時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲（すなわち、重要な契約条件がヘッジ対象と完全に一致するオプションの評価を用いて算定した「調整後の時間的価値」）にのみ適用すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

63. 基本的に同意するが、第 65 項から第 67 項で述べるように、いくつかの懸念点がある。

64. ヘッジ手段に指定されていないオプションの時間的価値は売買目的保有として取り扱い、純損益を通じて公正価値で測定するものとする IAS 第 39 号の会計処理が、企業のリスク管理活動と合致していないとする考え方は理解できるため、本公開草案の提案におおむね同意する。ただし、次のようにいくつかの懸念点がある。

65. まず、「取引に関連した」と「期間に関連した」の判定方法が本公開草案では不明確である。本公開草案 B67 項では、ヘッジ対象の性質が取引費用の性質か、特定の期間にわたるリスクに対して防御するためのコストで取引費用の考え方を含む取引を生じないもの、とされているが、さらなる明確化を求める。

66. また、取引に関連したヘッジ対象について、そのヘッジ対象がその後に非金融資産若しくは非金融負債、又は公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定の認識を生じる場合には、その他の包括利益を通さずにベーシス・アジャストメントすることが提案されているが、その他の包括利益を通す（組替調整を行う）べきである（詳細な理由等については、第 91 項から第 94 項を参照されたい）。

67. なお、期間に関連するヘッジ対象についての調整後の時間的価値の配分など、実務上の懸念を表明する意見もあった。

質問 11

ヘッジ対象としての項目グループの適格性の要件に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような要求とすべきだと考えるか。

68. 基本的に同意する。ただし、純額ポジションの制限に関しては、オープンポートも含めて議論すべきと考える。

69. 多くの企業では、実際のリスク管理はグループベース（特に純額ベース）で行われているため、項目グループのヘッジに対するニーズは非常に強い。今回の提案は、これを会計上もヘッジとして認めることで、ヘッジ会計がリスク管理行動をより反映したものとなる点で、評価できる。

70. また、「純額ポジションとなる項目のグループをヘッジ指定するときは、その純額ポジションを構成する項目を含むグループ全体をヘッジ指定しなければならない。」（B73項）という要件があるので、純額部分に含まれる項目が追跡可能である。ただし、質問 5(a)に対するコメントでも述べたように、売却等に充当する順序等をあらかじめ定めておく必要がある。

71. 純額ポジションの損益影響が期間を跨ぐ時にキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を認めるべきか否かは、さらなる検討を要する。

72. グループの中にはお互いに相殺効果があるものがある。自然相殺の効果を享受し、残余のみをヘッジ手段を使ってヘッジするということが実務ではよく行われている。これがグループベースでリスク管理を行う最大の理由の 1 つである。リスク管理行動を極力会計に取り込むためには、こうした純額ポジションのヘッジは広範に認められるべきである。純額ポジションの損益影響が期間を跨ぐケースもリスク管理では生じると考えられる。タイムスパン（例えば数か月、半年）毎に純額ヘッジするケースなどでは、たまたまそのタイムスパンが会計期間を跨らないものはヘッジ適格だが、跨いだものはヘッジ不適格となって、リスク管理と会計処理結果に不整合が生じる。特に、時が経過してタイムスパンのなかに会計期間末が到来すると突然ヘッジ不適格となるのは、ヘッジ会計の首尾一貫性に欠ける。また、オープンポートの中ではニーズがさらに高くなることも考えられる。

73. 一方、純額ヘッジで期間を跨ぐ場合に自然相殺を認識するためには、ヘッジ手段をグロスアップするか、（相殺関係にある）一方のヘッジ対象の価値変化を後刻認識される他方のヘッジ対象に合わせるように繰り延べる必要がある。これが現在のヘッジ会計のフレームワークからの乖離となっている点は理解できる。

74. 現在、IASB ではオープンポートの議論が継続審議されている。本公開草案で確定したことが、オープンポート導入時に見直されるというのでは実務に混乱をきたす。全体の整合性を維持する観点からも、本件はオープンポートも含めて議論すべきである。

質問 12

包括利益計算書の異なる表示科目に影響する相殺し合うリスク・ポジションを有する項目グループのヘッジ（例えば、純額ポジションのヘッジ）については、純損益に認識したヘッジ手段の利得又は損失は、ヘッジ対象に影響されるものとは別の科目で表示すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か

75. 同意する。本公開草案の BC175 項に記載のとおり、影響を受けるすべての損益計算書

の表示科目をグロスアップすることは、存在しない総額（部分的に相殺し合う）の利得又は損失の認識となってしまうからである。

質問 13

(a) 提案している開示要求に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(b) 他のどのような開示が有用な情報を提供すると考えるか（提案している開示に追加するもの又はそれに代わるものとして）、またその理由は何か。

76. 基本的に同意する。ただし、以下のように 2 点の修正を提案する。

77. 提案されている開示は、企業のヘッジ活動に関する透明性を高める関連性のある情報を提供するものという本公開草案の考え方には同意する。質問 8 に対する我々のコメント（第 51 項参照）にもあるように、企業によるリスク管理方針の悪用を防止するためにも、リスク管理方針の開示を充実させることは適切であると考えられる。

78. とりわけ、恣意的なヘッジを防ぐために、第 44 項に次を追加することを提案する。

(d) ヘッジ戦略に変更があった場合はその内容及び理由

79. ただし、質問 9 に対する我々のコメントのとおり、公正価値ヘッジについてのヘッジ手段及びヘッジ対象に係る利得又は損失はその他の包括利益に認識するという提案、及びヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、財政状態計算書の独立の表示科目として表示すべきであるという提案に賛成していない。したがって、本公開草案の第 50 項(a)(ｉ)、第 51 項(a)及び第 51 項(b)に関して、次のとおり修正案を提案する。修正案に従い、設例の IE2 及び IE3 も変更されることになる。

（修正案）

第 50 項

(a) 公正価値ヘッジについて

(i) ヘッジ対象に係る利得又は損失の累計額のうち、財政状態計算書のヘッジ対象の帳簿価額に含まれる金額（資産と負債を区分）

第 51 項

(a) 公正価値ヘッジについて

(i) ヘッジ対象及びヘッジ手段の価値の変動

(ii) 純損益に認識されたヘッジ非有効部分

(iii) ヘッジ非有効部分が含まれている損益計算書の表示科目の記述

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて

(i)～(iii)　（本公開草案の第 51 項(a)(ｉ)～(iii)が該当）

(iv) ～(vi)　（本公開草案の第 51 項(c)(ｉ)～(iii)が該当）

質問 14

企業の公正価値ベースのリスク管理戦略に従ったものである場合には、デリバティブの会計処理を、現金で純額決済できる契約のうち、企業の予想される売買又は使用の必要に従った非金融商品の受渡しの目的で締結して保有し続けているものに適用すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

80. 基本的に同意する。ただし、要件のより一層の明確化を要求する。

81. 商品加工業者などの商品の価格変動をヘッジしたいという強いニーズを受け止めていること、及び、ヘッジ会計の制約を考慮してこれをデリバティブ会計の拡大で対処するという IASB の提案に同意する

82. 一方で、これは公正価値評価の範囲を不当に拡大するのではないかという懸念を発生させる。「リスク管理が公正価値ベースで行われており、それと整合するならば」が具体的に何を意味するかを明確化する必要がある。このために BC213 項で想定されるリスク管理形態が記されているが、「純額ポジションで管理」「純額ポジションがゼロ」についてはさらなる明確化が必要である。また、2010 年 10 月の IASB ボード会議で使用された AP18A の事例（第 5 項から第 11 項）を参考に、より一層明確化することを提案する。

83. なお、企業のリスク管理行動の実態を極力会計に取り込むという観点からは、商品売買契約だけでなく商品等の現物にも公正価値評価の範囲を広げて欲しいという意見があった。

質問 15

(a) クレジット・デリバティブを利用した信用リスクのヘッジを会計処理するための 3 つの代替的な会計処理（ヘッジ会計以外の）はすべて、金融商品の会計処理に不必要な複雑性を加えるものであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。

(b) 同意しない場合には、当審議会が BC226 項から BC246 項で検討した 3 つの代替案の

うちどれを、当審議会がさらに開発すべきか、また、その代替案にどのような変更を提案するか、またその理由は何か。

84. 同意しない。理由は以下のとおりである。

85. 本公開草案 では、信用リスク要素を切り出して計測することが実務上不可能であるため、信用リスクについてはヘッジ会計が適用出来ないとされている。しかし、IFRS 第9号「金融商品」では、金融負債に関しては自己の信用リスクを純損益ではなく、その他の包括利益で認識することとされている。信用リスクを切り出して計測することに関して、両者の取扱いは矛盾している。また、トータルリターンスワップなどにおいては、信用リスク（を含んだリスク全体）は計測可能である。

86. クレジット・デリバティブを使って信用リスクを管理することは実務慣行となっている。リスク管理の実態を会計に反映するという今回の改定の目的に照らして、これらの経済的ヘッジ関係を反映するよう、信用リスクに関わるヘッジ会計の適用要件を再度検討することを提案したい。

87. リスク管理の実態を会計に反映するという観点からは、たとえ金融商品の会計処理に複雑性を加えるものであっても、信用リスクのヘッジを会計処理するための代替的な会計処理のさらなる検討も必要と考える。なお、関係者からは、代替案 2 又は 3 を推奨する声があった。

質問 16

提案している経過措置に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

88. 基本的に同意する。ただし、オープンポートのヘッジ会計モデルを早期に開発することを要求する。

89. ヘッジ会計の指定は将来に向かってしかできないので、遡及適用しないという提案されている経過措置に同意する。

90. 2011 年 6 月の基準書化を前提にすれば、これを 2013 年 1 月から始まる報告年度から適用するというのは、準備期間としては合理的なものと言えよう。ただし、本公開草案で確定したことが、オープンポート導入時に見直されるというのでは実務に混乱をきたす。全体の整合性を維持する観点からも、適用開始日が同日となるようにオープンポートのヘッジ会計モデルを早期に構築することを要求したい。

3．追加論点

91. ベーシス・アジャストメントはその他の包括利益に影響しないという本公開草案の第29 項(d)(i)の提案に同意しない。ベーシス・アジャストメントの影響はその他の包括利益に認識すべきであると考える。

92. 本公開草案の第 29 項(d)(i)では、ヘッジされた予定取引が実行され非金融資産負債になる時、又は、非金融資産負債を取得するための予定取引が公正価値ヘッジを適用する確定取引になる時、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額をその他の包括利益を通さずに直接当該資産負債等の当初簿価に含める（ベーシス・アジャストメント）とされている。また、これは IAS 第 1 号で定める組替調整ではないとされている。

93. ベーシス・アジャストメントをその他の包括利益を通さないことに決定した理由として、BC139 項及び BC140 項では、その他の包括利益のある種の歪みは避けられないものであり（すなわち、ベーシス・アジャストメントのあった期又は全体の期間にわたってのいずれかで生じる)、トレードオフがあるが、ベーシス・アジャストメントのあった期間に組替調整を行うことの影響の方が、組替調整を用いないことによる全体の期間への影響よりも、誤解を招く度合いが大きいからとされている。

94. しかし、組替調整をせずキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から非金融商品項目へ直接充当すると、「包括利益＝純資産の変動から持分所有者との直接的な取引に係る部分を除いたもの」という関係が成立しなくなる。これは包括利益の概念に反する処理である。また、純損益とその他の包括利益の通期合計がその他の包括利益累計額と利益剰余金（Retained Earnings）合計に一致しなくなる。

＊＊＊＊＊

我々のコメントが、今後の IASB の議論に貢献することを希望する。

加藤　厚
金融商品専門委員会　専門委員長
企業会計基準委員会　副委員長